

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）鍋島東地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの換地計画に不服のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、令和5年12月5日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁綴町8番1号）に提出してください。

令和5年10月20日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）鍋島東地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年10月23日から令和5年11月20日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所